

議 事 録 抄 本

令 和 4 年 1 2 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和4年12月農業委員会議事録抄本

日時：12月20日(火) 15:00～15:33

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一		9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 吉田課長、中塚事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】・・・8番 牛尾 敏博委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克
4番 松岡 忠幸	16番 高橋 清正

【署名人】

9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
----------	-----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会12月定例会を開催します。

本日の牛尾委員が欠席されています。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
----------	-----------

委員にお願いします。本日は、議案第40号から議案第43号に至る計4議案、報告事項4件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第40号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について	(委員会証明)	1件
議案第41号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	(委員会許可)	4件
議案第42号	農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	(知事許可)	2件
議案第43号	農地法第18条の規定による合意解約通知について	(委員会受理)	1件
報告第1号	許可の取り消しについて		1件
報告第2号	公共事業の施行に伴う一時転用届出について		2件
報告第3号	農地使用貸借の合意解約通知について		2件
報告第4号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について		3件

(事務局担当) 令和4年12月議案説明

議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

5番：資料1ページ・2ページをご覧ください。願出地は神谷交差点より北西約160mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。駐車場や庭として利用されています。この願出は、過去に田にはみ出していることがわかり、分筆登記も完了したため申請に至っております。

この願出地については、平成11年の航空写真にて住宅用敷地として利用されていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

16番：資料3ページ・4ページをご覧ください。申請地は、給食センターの南東約130mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は贈与による所有権移転です。譲渡人の〇〇さんは農地を手放したいと考えており、隣接の■■■■所有者の〇〇さんと話が進みました。関連は議案第43号3番です。〇〇さんとの残存小作権が設定されていましたが、今回の申請に合わせて合意解約の通知が出ています。

農機具も所有しており、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

17・18番：資料5ページ・6ページをご覧ください。申請地は、西大貫の交差点から南に約120mに位置しています。譲受人が同一のため併せて説明します。この申請は売買による所有権移転です。田原東部地区のほ場整備を行ったほ場で、1区画に■■■■、■■■■2の2筆が換地されています。

譲渡人の〇〇さん・〇〇さんは町外在住であり、該当農地は毎年遊休農地として見回っていたところです。今回西大貫にお住まいの〇〇さんが耕作するため購入されます。

農機具は〇〇さんから必要な時に借りる予定で、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

19番：資料7ページ・8ページをご覧ください。申請地は、三木宍粟線沿いのビニールハウスとハウスから南へ約250mいったところです。この申請は贈与による所有権移転です。譲渡人の〇〇さんは以前認定農業者として農業をされており、譲受人の〇〇さんとは親子の関係です。〇〇さんは認定新規就農者になるべく、今後審査会に諮る予定です。〇〇さんは農業経験がほとんどありませんが、親の指導を受け営農していきます。引き続き観光農園を行う予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満

たすものと考えます。

議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

21 番：資料 9 ページ・10 ページをご覧ください。申請地は、福崎東中学校の西約 130m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により〇〇が太陽光発電施設を設置するために転用するものです。

資金を満たしており、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

22 番：資料 11 ページ・12 ページをご覧ください。申請地は、姫路市夢前町との市町境に近く、旧神保原鉄工の敷地より西約 80m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により〇〇が露天駐車場及び露天資材置場に転用するものです。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第 43 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について

(委員会受理)

3 番：議案第 41 号 16 番で説明した通りです。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 許可取り消しについて

許可取り消しについて 1 件願出ができました。元々〇〇さんの法定相続人と〇〇さんとの話しがついていましたが、県外在住の〇〇さんの子より許可後、反対されたとのこと。今後は法定相続人が相続する予定です。

報告第 2 号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

3 番：公共下水道事業に伴う露天駐車場・資材置場として転用しているものです。期間は令和 4 年 11 月 7 日から令和 6 年 3 月 31 日です。

4 番：町道の設計にかかるボーリング調査を行うために出てきております。期間は令和 4 年 12 月 20 日から令和 5 年 2 月 28 日です。

報告第 3 号 農地使用貸借の合意解約通知について

使用貸借の合意解約通知が2件出たことを報告します。

報告第4号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2件、耕作面積証明書を1件、計3件を発行したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1件について現地調査済ですので報告願います。

(松岡忠委員) 5番：願出地は神谷交差点より北西約160mに位置しています。
現地では、駐車場や庭となっていることを確認しました。
現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 4件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡忠委員) 16番：申請地は、給食センターの南東約130mに位置しています。
現地では、農地が草刈をされており適切に管理されていることを確認しました。
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

17・18番：譲受人が同一のため併せて報告します。申請地は、西大貫の交差点から南に約120mに位置しています。

現地では、きれいに草刈がされていることを確認しました。
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

19番：申請地は、三木宍粟線沿いのビニールハウスとハウスから南へ約250mいったところ です。

現地では、■■■■、■■■■はビニールハウスが建っており、■■■■は畑として使用されており野菜の作付けがされていることを確認しました。

現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 4
件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡忠委員) 21番：申請地は、福崎東中学校の西約130mに位置しています。
現地では、耕耘されており適切に管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、〇〇が太陽光発電施設とするために農地を転用するものです。
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

22番：申請地は、姫路市夢前町との市町境に近く、旧神保原鉄工の敷地より西約80mに位置しています。現地は三木穴栗線より2mほど段差があります。
現地では、少し草が生えていますが耕耘し適切に管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、〇〇が露天駐車場及び露天資材置場に転用するものです。
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 2
件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認
1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地
に該当しないことの証明願承認 1件について、証明することといたします。

(議長) 次に、議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承
認 4件について、討論はありますか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 4
件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の
所有権移転許可申請承認 4件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承
認2件について、討論はありますか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認2件
について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第42号 農地法第5条の規定による農地等の
所有権移転許可申請承認2件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第43号 農地法第18条の規定による合意解約通知 1件について、

討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第43号 農地法第18条の規定による合意解約通知 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第43号 農地法第18条の規定による合意解約通知 1件について、受理することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

(三木委員) 報告1号について教えてもらいたいのですが、遺言で許可をもらっているんですよね。この取消は口頭でいいのですか。

(事務局) 書面で提出していただいています。

(三木委員) 遺言はその紙を出したら効力がなくなるのか？

(事務局) 今回に関しては〇〇さんが直系の親族でないので3条申請を出しておられましたが、今回取消をされましたので、直系の親族である法定相続人に相続されます。

(事務局) 実質農業委員会の許可をもらって登記ということになるんですが、受ける側が公正証書で書かれた遺言であっても、要りませんといえそっちの方が優先されると思います。

(三木委員) 街中の田だったら受け取ってだと思いが。

(後藤推進委員) 〇〇さんが法定相続人でも3条申請がいるのか。

(事務局) 子であるとか、孫であるとか通常の相続人であったら、農業委員会には諮らないです。今回の場合は〇〇さんの義理の息子というような形になります。直系の親族ではないので今回のように3条申請が必要でした。

(城谷委員) 直系の方が受けるというのは確定しているのか。同時進行で出来るのか。

(事務局) 遺産分割協議をしないと駄目だと思うので、協議してからであると思います。

(城谷委員) 今からこんなのが増えてくると思います。本人は嫌だと言わない。息子などが駄目だと言って断られる。

(事務局) そのまま受けると言って受けることも可能だったと思います。今回は子の意見を聞いて本人が断念されたようです。

(城谷委員) この3条申請が上がってきたときに私聞いたと思うのだが、26㎡のほうの適正管理がどうかと思ってたんです。難しいですね、わかりました。

(議長) 他にありませんか。
<なし>

< 15 : 33 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・1月23日（月曜日）15時00分から

署 名 人	
署 名 人	